

デビットカード取引規定（変更箇所赤字）

改正後（新）	改正前（旧）
1. 適用範囲 （省略） ① 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）所定の加盟店規約（以下、「規約」といいます。）を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下、「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「直接加盟店」といいます。）但し、当該加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。 ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「間接加盟店」といいます。）。但し、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当金庫のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。 ③ 規約を承認のうえ機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人（以下「組合事業加盟店」といいます。）。但し、規約所定の組合契約の定めに基づき、当金庫のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。	1. 適用範囲 （省略） ① 日本デビットカード推進協議会（以下、「協議会」といいます。）所定の加盟店規約（以下、「規約」といいます。）を承認のうえ、協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である一または複数の金融機関（以下、「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下、「直接加盟店」といいます。）【追加】 ② 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人 【追加】 ③ 規約を承認のうえ協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人 【追加】